

令和6年度 学童クラブ 入所児童募集のご案内

1 学童クラブ概要

学童クラブは、保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の児童を対象とした、下校後の生活の場です。児童が安心して楽しく過ごせるよう、遊びや集団活動を中心とした運営を行っています。

(1) 対象

三朝町在住、若しくは町内の小学校に通う児童で、次の(2)のいずれかに該当する児童。

(2) 入所要件

①両親の就労により昼間の養育者が不在となる家庭の、主に低学年の児童

※利用希望者が著しく多すぎる場合は、低学年の児童を優先させることがあります。

②養育者が祖父母等の看護または介護等を行う家庭、若しくは養育者が自宅療養中である家庭の児童

③上記の他、特別な理由により、明らかに保護育成に欠ける児童

(3) 入所期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

年度の途中からの利用や、長期休業（春、夏、冬休み）のみなど一時的な利用であっても、年度内の利用予定があれば、今回提出してください。

(4) 各学童クラブについて

施設名 (電話番号)	開設場所 (所在地)	運営主体	開所時間
三朝東学童クラブ 定員 30 名 (43-1939)	三徳センター (三朝町片柴)	三徳地域 協議会	通常日(登校日) 学校終了から 18:30 長期休業期間、土曜日 7:45 から 18:30
三朝西学童クラブ 定員 70 名 (080-8838-9238)	三朝小学校多目的室	三朝町	【通常日(登校日)】 学校終了から 19:00 【長期休業期間、土曜日等】 7:45 から 19:00
〔開所日〕 月曜日から土曜日の週 6 日間を基本として開所します。(祝日は除く) ※各クラブにより異なります。 学校の振替休業日、長期休業期間(春・夏・冬)も開所します。 ※年始・年末、盆期間はクラブを開所しない日があります。学校の代休日は開所します。 ※新 1 年生も、入学式前の 4 月 1 日から利用できます。 ※6 年生は、卒業式後の 3 月 31 日まで利用できます。			

2 募集期間 令和6年2月13日(火)～同年3月8日(金)

- 三朝西学童クラブのみ、各長期休業の前に休業期間中の利用について意向確認します。
ただし4月の春休み(始業式前や入学式前)は、今回の「利用申込書」により確認します。

【裏面へつづく】

3 申込方法と提出先

4の提出書類に必要事項を記入・押印し、下記の提出先に提出してください。

提出先：次のいずれか 各学童クラブ、役場教育総務課

現在学童を利用している児童についても、令和6年4月1日以降の利用を希望する場合は、必ず提出をお願いします。

4 提出書類について

次の(1)～(3)を提出してください。記入漏れがないよう、十分ご確認ください。

(1) 三朝町学童クラブ利用申込書

平常期間の土曜日や、長期休業（春・夏・冬休み）中の利用希望についても必ず記入します。

※利用希望児童ごと（兄弟姉妹の場合もそれぞれ1人ごと）に提出してください。

※入所する学童クラブは、原則として、旧小学校校区の学童クラブとしますが、他校区の学童クラブを希望される場合は、様式第1号三朝町学童クラブ利用申込書の入所の日欄にその旨記入願います。

(2) 家庭状況調査票

保護者の状況、児童の状況、祖父母の状況を記入します。

※兄弟姉妹で利用を希望される場合は、1名分の提出でかまいません。

(3) 保険加入承諾書（(1)の裏面）

活動中の事故等について補償するものです。署名を忘れずをお願いします。

保険の内容は、添付チラシ（令和5年度版）を参考にしてください。

※保険料（保護者負担額）は加入月の学童クラブ費と併せて請求します。

(4) 学童クラブにおける管理外の行動に関する確約書（兄弟姉妹分含めて1枚で可）

5 選考方法と結果通知

提出された書類を審査した後、3月中旬頃（予定）に承諾・不承諾通知を自宅に郵送します。

なお、申込者数が、定員を大幅に超えた場合、希望されても利用できないことがあります。

その場合、次の①または②の優先順位により利用者を決定します。

（家庭状況調査票の保護者・祖父母の勤務状況も併せて選考します。）

①低学年（1年生～3年生）を優先します。

②次の順序で優先します。

1 ひとり親世帯又は共働き世帯で祖父母等と同居していない世帯

2 ひとり親世帯で祖父母等と同居世帯だが、祖父母とも勤務により昼間留守の世帯

3 祖父母等同居する人はいるが、両親、祖父母とも勤務により昼間留守の世帯

※住民票が別世帯でも、同じ敷地内に居住している場合は同居とみなします。

6 利用料について

各月の利用料は、別表をご覧ください。

利用した月の翌月に請求します（4月利用→5月請求）。納期限は月末です。

納付方法は原則として口座振替です。金融機関等で手続きしてください。

※保育料を口座振替にしているも、学童では別に申請が必要です。

※生活保護、就学援助、その他災害等による困窮世帯には減免制度があります。

「利用料免除申請書」は役場教育総務課でお求めください。

* 学童クラブの詳細については、別添の「学童クラブのしおり」をご覧ください。

* **問合せ先** 三朝町教育委員会事務局 教育総務課 電話0858（43）3510